- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 01 とっとり環境イニシアティブ推進事業

施策

1事業の目的

NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティ ブ」に取り組む。

2 事業の内容

〇とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金 地域の実情に応じた「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた新たな事業等に取り組む市 町村の取組の支援、促進を目的とする。

町村の取組の文抜、促進を日的とする。		
対象	市町村	
実施主体	市町村、NPO・団体、事業者など(市町村以外の者は、市町村からの間接交付)	
交付金	交付率:1/2	
	最低保証額: 2,000千円	
	調整交付額:12,000千円(予定)	
	※当該年度の6月末日までに交付申請があり、最低保証額を超過して事業を実	
	施した市町村には、調整交付額を配分	
	交付限度額:5,000千円(対象事業費の1/2の額が5,000千円以下の場合 はその額)	
対象事業	市町村が新たに実施する「とっとり環境イニシアティブ」の推進に向けた次の事業	
バタデ木	1 エネルギーシフトに率先的に取り組む事業	
	(対象例)	
	・再生可能エネルギーの導入を加速する事業	
	・空調設備のガス転換	
	・スマートグリッドモデルの構築	
	2 環境実践の展開に取り組む事業	
	(対象例) - 大学 - 1510年 年 - 1513 - 1515	
	・自治会等へHEMSを集中導入する事業	
	│ ・コミュニティサイクルを導入する事業 │ ・環境学習会の実施及び環境教育の指導者を養成する事業	
	3 4R実践の拡大に取り組む事業	
	(対象例)	
	・環境に配慮した生ゴミ処理機等を導入する事業	
	・生ゴミの水切り・堆肥化等の活動を推進する事業	
	・県からの補助金等の助成の対象となっている事業又は委託されている事業	
事業等	•既存事業	
	・職員人件費・旅費(対象事業に係る非常勤職員等の報酬等は除く)	
	・国その他の団体から補助金等の助成がある場合における当該国等の補助対象	
	経費	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	23年法律第100号/に参うへ回を価格員取制度により、主重が電(電力芸社の宗 統に送電された電気の量全てを売電することをいう。)を行う再生可能エネル	
	·食糧費	
事業期間	平成24年度から平成26年度まで(3年間)	

3 事業の現状及び課題

- ・平成24年3月に鳥取県環境基本計画の実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を 策定したが、策定後は、プランに掲げる各種施策に対する各主体による協力・協調等を通してプ ランを推進する必要がある。
- ・平成25年度は、7市町(鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、琴浦町、北栄町、日南町)に交付。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 電話:0857-26-7205、7876

参考URL 鳥取県環境立県推進課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/176102.htm

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 02 再生可能エネルギーの導入促進

施策

1 事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の 導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止 を図る。

2 事業の内容

(1)補助金等による導入支援

ア 家庭用発電設備等導入推進補助金

住宅に太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、太陽熱温水設備及び薪ス トーブ等を設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援 イ 非住宅用太陽光発電

中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余 剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援

ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援

再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発 電所の出力アップ含む。) や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に 必要な費用を支援

エ 再生可能エネルギー発電事業支援 固定価格買取制度により発電事業を行う事業者に対して、系統連系用電源線費 用、バンク逆潮流対策費や利子相当額を補助

才 市町村交付金

再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに 市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金によ り所要経費の支援

(2)情報交流と普及啓発

ア「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流

イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

25年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進 み、25万kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 03 再生可能エネルギー導入検討・実施

施策

1事業の目的

温室効果ガス排出量を削減するため、再生可能エネルギー(小水力、太陽光発電等)の導入を検討・実施し、地球温暖化防止に寄与する。

- (1)持続可能な再生可能エネルギーへの転換とエネルギーの地産・地消
- (2)多様な発電主体による小規模分散型電源の普及拡大
- (3)二酸化炭素排出量削減と地球温暖化対策

2 事業の内容

- (1)小水力発電所(3箇所)の建設
 - ·横瀬川(195kW程度)
 - ·加谷川(150kW程度)
 - ·若松川(150kW程度)
- (2) 更なる小水力発電の事業性検討のための河川流況調査等を実施(3箇所予定)
- (3)既存水力発電所の継続使用(100年運転)を目的とした大規模改修(リニューアル)を前提として調査と基本設計を行う(1箇所)
- (4)太陽光発電所の建設
 - ·竹内西緑地(1,250kW)
 - ·鳥取空港(2,000kW)
 - ・天神浄化センター(1,500kW)
 - ·鳥取放牧場(100kW)

3 事業の現状及び課題

(1)現状

小水力発電は、平成25年度は賀祥発電所の運転を開始した。平成26年度は3箇所で発電所の建設を行う。更に、事業性を確認するために新たに3箇所で調査を行う。また、既設発電所1箇所で大規模改修のための調査を行う。

太陽光発電は、平成25年度は3箇所で運転を開始した。平成26年度は4箇所で発電所の建設を行う。

(2)課題

、一次24年7月1日に「固定価格買取制度」が導入され、再生可能エネルギー開発が促進されてきた。平成26年度の買取価格は平成25年度末に決まる予定で、太陽光発電においては平成24年度より平成25年度の価格が下がっていることから、早期整備を目指す。

水力発電所の建設については、事業実施に適した箇所が多くないこと、河川法、電気事業法に伴う協議が必要であるほか、用地など地元関係者の理解と協力が不可欠。

連絡先

鳥取県企業局工務課 電話:0857-26-7449

参考URL

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4412

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 04 地域エネルギー資源活用支援事業

施策

1 事業の目的

太陽光、木質バイオマス、温泉熱等、地域に賦存する再生可能エネルギーの導入拡大を行 い、エネルギー自給率の向上、温暖化防止、地域の産業振興を図る。

2 事業の内容

1 木質パイオマス活用支援事業

(1)家庭用発電設備等導入促進補助 (薪ストーブ等の導入補助)

【予算額:3,800千円】

○薪ストーブ等を導入する者に対して、市町村と連携して支援する。(市町村への間接補助)

補助対象	薪ストーブ、木質ペレットストーブ
実施主体	住民、事業者
補助額	市町村補助金の1/2 以下、@9万円/件

(2)木質バイオマス熱利用アドバイザー派遣

【予算額:2,040千円】

木質バイオマスへの燃料転換を図るため、既存の石油系ボイラー等施設のエネルギー診断と バイオマスボイラーの導入助言を行う専門家を希望事業所へ派遣する。

〇県実施(委託料)

2 温泉熱発電導入支援事業【新規】

【予算額:17.852千円】

(1)温泉熱発電等理解促進 (352千円)

温泉熱による発電が可能な地域(皆生温泉、東郷温泉)において、温泉熱発電や熱利用の事 業化に向けた合意形成を図るための検討会を開催する(県が実施)。

(2)皆生温泉での事業可能性調査支援 (10,000千円)

皆生温泉において、発電や熱利用を目的として、熱需要、熱源(源泉)の賦存量、熱量に適し たプラントの選定等、事業可能性調査を実施する。

〇県実施(委託料) (環境省補助10/10を活用予定)

(3)東郷温泉での発電施設導入支援 (7.500千円)

東郷温泉において、中国地方初となるバイナリー方式の発電設備(想定出力13kW)の導入を 支援する。

〇事業費 34,960千円(事業主体 1/2、湯梨浜町 1/4、県 1/4)

(町・県からの補助上限 15,000千円)

3 地域太陽光発電導入促進事業【新規】

【予算額:142千円】

概要	土地建物所有者、発電事業者及び資金がある者(出資者
	ファンド、発電事業者、リース会社等)のマッチングやファ

	ンドの募集など、事業を成立させるための支援システムを 構築する。
経費	マッチングのための商談会やファンド設立のためのノウハウを指導する専門家の特別旅費、報償費及び相談会開催経費等。
業務の内容	○県が太陽光発電事業成立のために各関係者・各機関に働きかけ導入が加速する環境をつくる。 ・発電用地の情報を収集・登録 ・発電事業者等を公募 ・ファンド構成員間の調整 ・マッチングのための商談会 ・ファンド設立のための相談会の開催等

3 事業の現状及び課題

- ○第2次鳥取県環境基本計画の実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」において、 6つの目標の一つとして「エネルギーシフトの率先的な取り組み」を掲げているところ。
- 〇再生可能エネルギーのうち最も賦存量の大きい太陽光発電の導入拡大には事業用(メガソーラー、屋根)、家庭用両面での導入支援が必要。
- 〇太陽光発電以外の低炭素なエネルギーの導入も図り、分散型のエネルギー源の育成。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 電話:0857-26-7879

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速

05 自然エネルギー導入促進事業

施策

1事業の目的

県営住宅整備事業において、自然エネルギー利用に取り組む。

2 事業の内容

県営住宅の屋上・屋根部に太陽光発電設備を設置し、階段室等共用部電源として使用する。また余剰電力については、売電を行い公営住宅関連の整備予算として活用す

平成26年度の整備予定:10基(5kW)

3 事業の現状及び課題

従来、単県事業として整備してきたため太陽光発電設備の設置実績数は少なかったが、一定の条件で交付金による国費の充当が可能となったため、今後、計画的設置について検討・整備を行う。



県営住宅の屋上に設置した太陽光パネル

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課のwebサイトより http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 06 農業・農村自然エネルギー利活用支援事業

施策

1事業の目的

農村地域や農業生産の場において、再生可能エネルギーの導入による地域内でのエネルギー の地産地消を通じた地域活性化や、農業振興につながるよう、導入支援を行う。

2 事業の内容

太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組に対して支援 を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年度に、北栄町と共に太陽光発電施設の導入を支援し、約50kwの施設導入を行っ
- ・平成23年度に、県内2地区においてマイクロ水力発電の導入モデル地区の創出を行った。
- ・平成24年度に、県内1地区において太陽光発電施設の導入支援を行った。 ・平成25年度に、太陽光発電の導入に向けた啓発を行うとともに、県内1地区において太陽光発 電施設の導入検討を行った。
- ・平成26年度には、太陽光発電の導入検討を3地区行うとともに、4地区で整備を予定。

その他

4 その他

事業費の10%を助成(上限 1箇所当たり100万円)

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

http://www.pref.tottori.lg.jp/156404.htm

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速
- 07 農業農村小水力発電施設導入事業

施策

1事業の目的

これまで未利用であった、農業用のダム施設や農業用水路を有効利用し、小水力発電施設を整 備・改修することで、土地改良施設等の維持管理費の軽減を図る。

2 事業の内容

- (1)下蚊屋ダム地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 197KW(予定)
- (2)船上山ダム地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 110KW(予定)
- (3)南谷地区
 - ·事業主体 県
 - ·諸元 常時出力 90KW(予定)

3 事業の現状及び課題

- ・平成21年7月に県が主催の研究会を設立し、小水力発電を含む検討を行ってきた。 ・平成23年度においては、より詳細な現地検討や経済性検討を実施した。 ・平成23年度は、この研究会での検討を踏まえて、小水力発電設備導入の隘路となっていた事業制度の変更(発電益を土地改良施設全体の維持管理費に充当可能とすること)を国に要望 し、制度改正が行われた。
- ・平成24年度から3地区の小水力発電施設の整備に着手した。
- ・平成26年度中の発電施設完成を目指し工事を実施中

連絡先

農林水産部 農地・水保全課 農村整備室 電話0857-26-7325

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

http://www.pref.tottori.lg.jp/nouchi-mizuhozen/

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討
- 01 木質バイオマスエネルギー利用推進事業

施策

1事業の目的

木材生産の増加に伴い発生する低質材を有効活用しつつ、間伐等森林整備の加速化を推進するため、木質バイオマス利用施設の整備等、木質バイオマスのエネルギー利用に向けた取組を支援する。

2 事業の内容

木質バイオマス熱利用施設、木質バイオマス発電の施設整備を支援する。

3 事業の現状及び課題

県内での木質バイオマス発電の事業化が決定しており、今後は未利用材の継続的かつ安定的な需要が見込まれ、間伐等森林整備の加速化が期待されている。 また、木質バイオマスのエネルギー利用により、未利用材を地域内で有効に活用することで、豊かな地域づくりに繋がることが期待できる。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7307

1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討

02 エネルギーシーズ育成支援事業

施策

1事業の目的

洋上風力発電や木質バイオマス由来のエタノールなどの次世代のエネルギー分野において、 今後、実用化・事業化される取り組み(種=シーズ)を支援するとともに、県内企業への技術移 転など、周辺産業を含めた県内での定着を図る。

2 事業の内容

(1)洋上風力発電理解促進事業 予算額 449千円

洋上風力発電の立地を図るため、地域の関係者と課題抽出・検討を行う協議会を県が設置 し、協議会員とともに洋上風力発電の理解と導入検討を進める。

- (2)木質バイオマス・マテリアル利用実用化支援事業
- 〇バイオエタノール製造事業化検討 予算額 94千円

鳥取大学が開発した発酵性細菌を用いたバイオエタノール製造システムの県内事業化に向けた検討会を県が行う。

〇リグニン溶解性イオン液体実用化支援 予算額 1,500千円

鳥取大学が開発したリグニン溶解性イオン液体の県内供給実用化、及びリグニン抽出装置の 実用化に対して支援する。

実施主体: 県内企業等 (補助率10/10)

3 事業の現状及び課題

(1)洋上風力発電理解促進事業

陸上風力発電の適地が減少し、風力発電の大量導入には洋上風力発電の開発が欠かせないが、漁業や自然環境、系統連系等の課題の洗い出しや解決が必要。

(2)木質バイオマス活用支援事業

〇CO2排出抑制対策として利用されるエタノール混合ガソリン等に供給すべく鳥取大学等が開発した、発酵性細菌を用いて木質バイオマスからエタノールを生産するシステムは、実用化されると、エタノールを高速・低コストで生産できる画期的な技術であり、事業化が急がれるとともに、製造プラントの県内立地が望まれる。

〇鳥取大学が開発した、リグニン溶解性イオン液体を用いて木材からリグニン等を抽出する技術は、実用化されると、リグニン等を高付加価値材料として活用できる画期的な技術であり、事業化の実現が急がれる。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 電話:0857-26-7879

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-2 エネルギー資源多様化促進の検討
- 03 日本海沖メタンハイドレート調査研究事業

施策

1事業の目的

国等の調査で山形、秋田、鳥取の日本海沖において表層型メタンハイドレートが発見され、能登半島西方でも存在を示唆するガスチムニー等が確認されたことから、国産の天然ガス資源として期待が高まるメタンハイドレートの開発に向けた資源調査及び採掘技術の開発を促進する。

2事業の内容

鳥取県沖で調査研究を行う研究者による報告会、全国の中高校生によるメタンハイドレートなど未来のエネルギーを語るシンポジウム、及び県民を対象とした公開講座を開催する。

- (1)メタンハイドレート研究会の開催 (予算額 1,304千円) 日本海沖の表層型メタンハイドレートの調査に関わる研究者による報告、メタンハイドレートの展示等を行う。
- (2)中高校生によるシンポジウムの開催 (予算額 504千円) メタンハイドレート掘削技術アイデアコンテスト入賞者と本県中高生によるシンポジウムを開催する。
- (3)公開講座の開催 (予算額 354千円) 鳥取環境大学等と連携し、メタンハイドレートの研究者等による学生・一般向けの公開講座 を開催する。

3 事業の現状及び課題

国等の調査で山形、秋田、鳥取の日本海沖において表層型メタンハイドレートが発見され、能登半島西方でも存在を示唆するガスチムニー等が確認された。今後、日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び採掘技術の開発を促進する必要がある。

連絡先

環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 (0857)26-7879

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-3 スマートコミュニティの推進
- 01 鳥取県地域活性化総合特区推進事業

施策

1 事業の目的

県西部圏域の豊かな地域資源と住民ニーズを組み合わせ、新たなサービスやイノベーションの創出により、地域の持続的な成長モデルを描く「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の実現をめざし、「鳥取スマートライフ・プロジェクト」として次の3つの先駆的なモデル事業を実施する。

- (1) 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス(米子市袖珍市街地)
- (2)再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス(江府町下蚊屋地区等)
- (3)健康情報を高度利用する健康づくりサービス(南部町)

2 事業の内容

- (1) 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス
 - 〇超小型モビリティの導入実証する取組に対して支援
 - OEV PHVカーシェアリングを新たに始める取組に対して支援
- (2) 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス 〇サービス提供するシステムに必要となる性能を確保するため、H24~25年度に 対象地域で実施した電力量調査の結果を利用し、電力需給のシミュレーション実
- (3)健康情報を高度利用する健康づくりサービス 〇地域の特定健診とアミノ酸データを組み合わせた新たな健康づくりサービス創 出の取組に支援
- (4)鳥取県地域活性化総合特区推進資金事業
 - 〇特区計画に掲げる各モデル事業を実施する事業者、融資を行う金融機関に対して金融上の支援
- (5)鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の運営
 - 〇民間企業、金融機関、大学、自治体等で構成する協議会を開催し、特区の推進 に必要な事項を協議

3 事業の現状及び課題

- 〇鳥取県地域活性化総合特区推進協議会等において、構想の内容や推進に必要なプロジェクトを議論してきた。
- 〇平成24年7月25日に国の地区指定、平成25年6月28日に計画認定(国利子補給の活用)を受けた。
- ○3つのモデル事業を実現するため、関係者で検討を進めている。

連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 01 次世代環境ビジネス創出事業(太陽光発電関連産業関連)

施策

1事業の目的

県内企業の太陽光発電関連産業への新規参入を促進し、地域産業の活性化につなげる。

2 事業の内容

(1)太陽光発電関連産業育成協議会運営費 情報収集・技術習得のためのセミナー開催や新製品の研究開発及び施工技術向 上等に向けた支援を行う。

(2)次世代環境ビジネス創出事業(LED関連事業にも掲載)

- 〇連携セミナーの開催:太陽光発電・LEDを併用した製品等開発事例、市場動向などをテーマに実施する。
- 〇太陽光発電関連産業育成協議会、LED戦略研究会の会員及び蓄電池関連企業が連携して取組む製品開発に対し、事業化可能性調査経費(市場ニーズや競合製品等調査、製品評価、試作品製作等)を支援する。
- ・対象事業:LED応用製品又は太陽光をはじめとする再生可能エネルギー応用製品
- •補助率:2/3以内
- •補助限度額:2,000千円
- (3)次世代環境産業創出プロジェクト事業

次世代環境産業創出プロジェクト事業検討委員会での検討の結果、事業化の可能性が見出され、かつ県の進める施策に関連した必要性の高いテーマについて、異分野・企業間の連携による新たな価値や高付加価値の製品の研究開発を委託する。 平成26年度は蓄電池関連周辺機器の開発に取り組む予定

1件:15.000千円以内

(4)次世代環境ビジネスを支える技術等向上事業

太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー分野での人材を育成し、県内企業の競争力強化につなげるため、太陽光発電システムの施工及び維持管理に関する研修を開催する。

内容:応用講座(電気基礎、応用、不具合点検・分析・対応、構造計算、システム設計等の事例演習)を県内3回程度、実践指導(具体案件)を県内6回程度開催予定 委託先:(公財)鳥取県産業振興機構

(5)太陽光発電システム取扱事業者協議会支援補助金

県内における太陽光発電システムの普及と県内施工事業者のビシネス拡大につなげるため、太陽光発電システム取扱事業者認定制度及び研修会を実施する経費を助成する。

- ・交付先 鳥取県太陽光発電システム取扱事業者協議会(県内販売・施工事業者)
- •補助金額 150千円

3 事業の現状及び課題

〇県内企業の研究体制や資本面での弱さを補うため、県や技術支援機関がバックアップし、個々の企業の技術や強みを伸ばすしくみにより、事業化を目指した付加価値の高い研究開発等に継続して取り組むことが必要。

〇太陽光発電の導入が加速する中で、問題への対応や技術等が確立されていない施工・維持管理は、今後新たなビジネスが生まれる可能性があり、県内企業の人材育成及び競争力強化に引き続き取り組むことが必要。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話:0857-26-7564

参考URL 鳥取県立地戦略課のwebサイトより 「太陽光発電関連産業の振興」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=153290

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み
- 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 02 中小企業調査・研究開発支援補助金(旧ものづくり事業化応援補助金)

施策

1事業の目的

県内の中小企業者が行う、新分野・新サービス展開等のための調査、新製品・新技術・生産工程の改良のための研究開発等を支援する。

2 事業の内容

【調査支援型】

補助事業の内容が、新たなサービスの提供、異業種への進出、新商品や生産工程の開発・改良に先立ち必要とする進出可能性の調査、技術動向等の予備的な調査のときに適用

- ・補助率:3分の2以内
- •補助金上限值:100万円
- ・補助事業期間:最長12か月間

【研究開発支援型】

補助事業の内容が新たなサービスの提供、異業種参入、新たな商品の開発、生産工程の改良等に必要な本格的な研究のときに適用

- ・補助率:3分の2以内
- •補助金上限值:500万円
- ・補助事業期間:最長24か月間

3 事業の現状及び課題

- ・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、財団法人鳥取県産業振興機構と情報 共有、連携し、技術面及び経営面から、アイデアの段階から事業化までを見通した支援体制を構築。
- ・平成20年度に制度を創設して以来、毎年度約20件の交付決定を行っており、中小企業の研究開発の推進に一定程度寄与しているものと評価。
- ・一方、多くの企業が研究開発終了後の販路開拓に苦戦している。産業支援機関等と研究成果の情報共有を図り、販路開拓支援につなぐなど、切れ目のない支援を行うことが必要。
- ・平成26年度からは、「ものづくり」の調査研究だけでなく、サービス業を含む全業種での、新サービスや異分野進出のための調査研究も支援することに変更(補助金の名称も「ものづくり事業化応援補助金」から「中小企業調査・研究開発支援補助金」に改称。)

連絡先

商工労働部 経済産業振総室 産業振興室 電話0857-26-7243

- 1 エネルギーシフトの率先的な取組み 1-4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出
- 03 製造業新分野展開緊急支援事業

施策

1 事業の目的

日本家電業界の大再編に象徴されるように厳しい経済環境が続く中、県内製造業者においても 既存事業での受注継続が困難な企業が多数発生している。

こうした状況の中、このような製造業者が、鳥取県経済成長戦略に定める戦略的推進分野へ新 たに事業展開・転換するための経費に対し補助金を交付し、製造業者の存続・発展を図る。

2 事業の内容

- ■対象者:次の要件をすべて満たす製造業者等
 - (1)基準日(事業提案日の前月末日)の従業員数が10人以上50人未満。 (2)事業環境の変動によって従来どおりの受注が困難な状況であること。
- (3)県経済再生成長戦略に定める戦略的推進分野へ事業転換等を図る取組みを行うこと。 (4)補助事業完了日から1年後の従業員数が、基準日の従業員数と同数以上となることが見 込まれる事業計画を有すること。
- ■補助率:3/4以内
- ■上限額:15.000千円
- ■対象経費:新分野進出に係る経費(マーケティング)戦略構築、新製品・サービス開発、人材育 成、販路開拓)
- ■事業期間:最長24ヶ月
- ■その他:本補助金の交付は、補助事業完了日(完了後3ヶ月以内も可)の従業員数が、基準 日の従業員数の9割以上の人数を維持している場合に限り行う。

3 事業の現状及び課題

平成25年7月に制度創設し、随時受付中。

連絡先

商工労働部経済産業総室産業振興室 電話:0857-26-7243